

国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事会規程

平成22年4月1日規程第68号

国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立国際医療研究センター組織規程（平成22年規程第2号、以下「組織規程」という。）第3条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）の業務の運営に関する重要事項に関して必要な事項の審議について定めることを目的とする。

(機能)

第2条 理事会は、センターの運営に関する重要事項を審議し、決定する。

(開催)

第3条 定例の理事会は、原則として毎月1回開催する。

2 理事会は、定例に開催するほか、臨時に開催することができる。

(構成)

第4条 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(招集及び議長)

第5条 理事会は、理事長が招集し、これの議長となり、会務を総理する。

2 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

3 理事会は、理事長に事故又は欠員のときは高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第6条第2項に定める理事が招集し、これの議長となり、会務を総理する。

(定足数)

第6条 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

(議決数)

第7条 理事会の議事は、出席した理事長及び理事の過半数で可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第8条 理事会は、センターの業務運営に関する次に掲げる事項を審議する。

一 業務方法書に関する事項

- 二 中長期計画、年度計画に関する事項
- 三 財務諸表、決算報告書及び事業報告書に関する事項
- 四 重要な財産の処分等に関する事項
- 五 会計規程に関する事項
- 六 組織、人事及び労務に関する重要事項
- 七 その他センターの業務運営に関する重要事項

(付議事項)

第9条 理事会で審議し、決定すべき事項であつて理事長が組織規程第6条第1項及び第7条に規定する運営会議及び委員会において審議することが必要と認めるものは、その審議を経ることができる。

(病院長の意見)

第10条 理事会において、組織規程第104条に定める国立国際医療研究センター病院（以下「センター病院」という。）の運営に関する人員配置、施設設備の投資その他の重要事項が審議される際には、病院長が出席して意見を述べるができる。理事会は、その意見について十分審議した上で決定しなければならない。

(議事録)

第11条 理事会の議事について、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、理事長及び理事会の指名により出席した理事一人が署名しなければならない。

(監事の出席)

第12条 監事は、理事会に出席し、意見を述べるができる。

(事務局)

第13条 理事会の事務を行うため、事務局をおく。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は理事長が別に決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決定により行う。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 19 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日規程第 33 号）

（施行期日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 26 日規程第 78 号）

（施行期日）

この規程は、平成 30 年 7 月 26 日から施行する。